



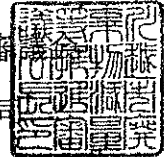
川 廃 審 発 第 5 号

平成 29 年 7 月 31 日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市廃棄物減量等推進審

会長 新 井 正 司



一般廃棄物処理手数料の改定について (答申)

平成29年3月29日付け川環施発第284号にて諮問のありました、一般廃棄物処理手数料のうち、し尿以外の事業系廃棄物の手数料の見直しについては、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

当審議会としては、本市の現行の事業系廃棄物処分手数料については、適正な処理経費負担の必要性や近隣自治体との均衡という観点から、10キログラムにつき220円に改定することが適当と認められたので、事業者への影響を鑑み、一定の周知期間を設けて実施時期を定められたい。

なお、次の事項に留意し、今後の手数料については、定期的に審議・見直しをされたい。

- 1 事業者の務めである廃棄物の適正処理に関して、周知・啓発に努めるとともに、ごみ減量・資源化の推進に向けた具体的な情報提供等を行うこと。
- 2 事業系ごみの市外からの流入及び市外への流出に対しては引き続き防止対策を行い、近隣市町との情報共有を図りながら、適正な処理が行われるよう努めること。

